

## 第 5 次新潟市障がい者計画及び

## 第 8 期新潟市障がい福祉計画・第 4 期新潟市障がい児福祉計画について

## 1. 第 5 次新潟市障がい者計画

## (1) 計画の位置付け

・ 障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」

## 【参考】

(障害者基本法第 11 条第 3 項) 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

※ 国の障害者基本計画（第 5 次）は、令和 5 年（2023 年）3 月 14 日に閣議決定済み。  
計画期間：令和 5 年度（2023 年度）から令和 9 年度（2027 年度）の 5 年間

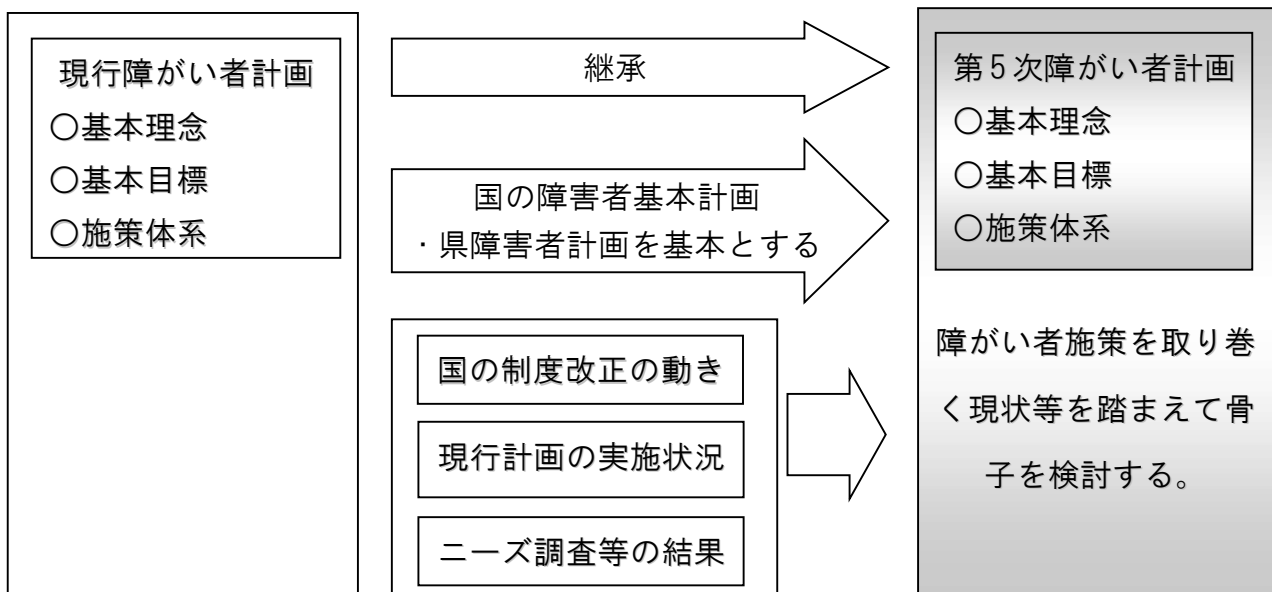
【参考資料 1】 参照

## (2) 計画期間 令和 9 年度から令和 14 年度までの 6 年間

## (3) 計画策定の基本的な考え方

障がい者計画の策定にあたっては、国の障害者基本計画、県障害者計画を基本とすること、障がい者の状況等を踏まえることとされている。

第 5 次障がい者計画は、現行計画を継承しながら、令和 5 年度（2023 年度）に策定された国の第 5 次障害者基本計画、県障害者計画、現行計画の実施状況及びニーズ調査の結果を踏まえるものとする。



#### (4) ニーズ把握の方法

当該市町村における障がい者の状況等を踏まえるため、障がい当事者を対象としたアンケート調査を実施する。なお実施時期は、具体的な成果目標等を定める次期障がい福祉計画に係る基本指針が示された後に、次期障がい福祉計画のニーズ調査と併せて実施する。

##### 【参考】

(市町村障害者計画策定指針) 計画策定過程において、アンケート調査、ヒアリング、関係者との懇談会の開催等を適宜実施し、また、障害者団体の要望等を参考とするなど地域の障害者、住民の意見を広く聴取するよう配慮すること。

## 2. 第8期新潟市障がい福祉計画・第4期新潟市障がい児福祉計画

### (1) 計画の位置付け等

障がい福祉計画：障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」

##### 【参考】

(障害者総合支援法第88条第1項) 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

障がい児福祉計画：児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」

障がい福祉計画（市町村障害福祉計画）と一体のものとして作成。

##### 【参考】

(児童福祉法第33条の20第1項) 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

##### 【参考】

(児童福祉法第33条の20第6項) 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(2) 計画期間 令和9年度から令和11年度までの3年間

### (3) 計画策定の基本的な考え方

第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画の策定にあたっては、国より示される基本指針【参考資料2】参照)に即し、これまでの実績及び新潟市の実情を踏まえるものとする。

また、障害者総合支援法第88条第9項の規定に基づき、地域自立支援協議会にも意見を求めながら策定する。

#### 【参考】

(障害者総合支援法第88条第5項・児童福祉法第33条の20第5項)

市町村は、当該市町村の区域における障害者等(障害児)の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第89条の2の2第1項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害(障害児)福祉計画を作成するよう努めるものとする。

(障害者総合支援法第88条第7項・児童福祉法第33条の20第7項)

市町村障害(障害児)福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等(障害児)の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(障害者総合支援法第88条第9項)市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会(以下この項及び第89条第7項において「協議会」という。)を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

#### (4) ニーズ把握の方法

当該市町村における障がい当事者（者・児）の状況等を踏まえるため、障がい当事者を対象としたアンケート調査等を実施し、当該計画におけるサービス提供見込量や成果目標に反映させる。また、必要に応じて関係団体や障がい福祉サービス事業所等へのヒアリングを行う。

##### 【参考】 現行計画策定時のアンケート調査実施状況

① 実施時期：令和5年7月～9月

② 対象者数：

障がい者：4,920人（手帳所持者、新潟市発達障がい者支援センターJOINの利用者等から抽出）

障がい児：566人（特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校の児童、生徒や児童発達支援センターころんの利用者から抽出）

③ 調査票：【参考資料3-1】及び【参考資料3-2】を参照

##### 【参考】（現行の基本指針）

###### 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握

障害福祉サービスの必要な量を見込む等の際は、地域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握しつつニーズを把握するよう努めることが必要である。

このため、現在のサービスの利用実態について分析を行うとともに、地域の実情に応じ、アンケート、ヒアリング等によるニーズ調査等を行うことが適当である。なお、ニーズ調査等については、郵送によるアンケート、障害種別・年齢別に対象者を選択してのヒアリング、障害者関係団体からのヒアリング等様々な方法が考えられるが、地域の実情、作業日程等を勘案しつつ、適切な方法により実施することが考えられる。

### 3. 次期計画策定スケジュール（案）

